

「しまね人財塾ネクスト」会規約

第1条（名称）

本会の名称を「しまね人財塾ネクスト」と称す。

第2条（事務局）

一般社団法人しまね人財研究会内に置く

第3条（入会資格）

本会は、原則として人財塾修了生の中から本会の目的に賛同する者をメンバーとする。

第4条（目的）

人財塾修了生による学びの継続と実践を通じ、会員相互の親睦を図り、島根県の発展に寄与していく。

第5条（役員）

1 本会運営の為に、次の役員を置く。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

会 長： 1名

副会長： 2名（東部地区・西部地区代表）

会 計： 1名

監 事： 1名

理 事： 4名（原則として各地区から2名とするが、1名でも良い）

顧 問： 2名（1名は外部、1名は会内から選出する）

2 各役員職務は次のとおりとする。

会長は、本会を代表して会を統括し、会議を招集し議長を決める。副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。また、各担当地区の意向を代表し、意見・具申を行うものとする。

会計は、本会の会計を掌握する。

監事は、本会の会計を監査する。

顧問は、会の運営、事務局の運営が適正になされているかをチェックする。

第6条（会議）

本会の会議は、年 2回開かれる総会と、前記の役員による役員会とする。

第7条（定足数）

本会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。

第8条（活動内容）

- 1 定期交流会
- 2 人財塾のイベントにオブザーバー参加
- 3 人を大切にする経営学会主催事業への参加
- 4 会員企業への企業視察
- 5 県内外の若手リーダー会との交流
- 6 他組織（県内の各組織・他県同種組織）との意見交換による学び
- 7 外部からの要請（講演依頼等）への対応
- 8 海外視察
- 9 会員企業によるレクレーション
- 10 その他

第9条（運営）

- 1 本会の運営は、会員企業から徴収する、年 20,000 円の会費をもってあてる。会費については、入会日より半期ごとに分けることとし、10 月以降の入会の場合は半額の 10,000 円とする。
- 2 会費は、企業単位とし、一企業から複数名会員となった場合においても、年 20,000 円とする。ただし、会員毎の特典や人財塾主宰のイベントへの参加などで制約を受ける事がある。（例えば、同一イベントに複数名の参加があった場合においても、活動支援金（活性化費用）は一名分の金額を補助するなど。）
- 3 会費の徴収は、総会において当該年度の活動計画及び予算案が承認された後、納入の案内を行う。

第10条（退会）

- 1 退会には自主退会と、役員会で決議する退会がある。
- 2 自主退会とは、本人からの連絡によるものである。尚文書等の提出は必要としない。
- 3 役員会で決議する退会とは、1年間会費未納が継続し、翌年度の会費徴収時に再度確認を行い入金がなされなかった場合、及び会員本人の都合により継続が出来ないと役員間で判断したものがある。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条（変更）

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

附則 この会則は、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 27 年 7 月 1 日の総会で変更したものを織り込み、同年 7 月 2 日より改定版を施行する。変更の内容は、第 9 条（運営）2 項の追加と、第 10 条（退会）の全項の追加である。

平成 27 年 9 月 30 日の役員会で提起された項目を、翌年の総会で承認頂き、変更を行った。（第 8 条 9 項の追加、第 9 条での半額条項の追加、振込用紙の項目の廃止）

平成 29 年 6 月 26 日の総会で決議した、第 9 条（運営）2 項の項目を追加した。

令和元年 7 月 5 日の総会にて決議した 第 1 条（名称）をしまね人財塾ネクストに改名する事、第 5 条（役員）への理事の追加 及び第 10 条の 3 会費未納者に対する退会決議について変更を行った。

令和 2 年 8 月 26 日の総会にて決議した 第 5 条（役員）の副会長を 2 つの支部体制と改め 2 名とする事、理事も原則 4 名とすることへの変更を行った。